

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

旧 新 C	旧 新 B	旧 A	旧 新 別
吉川市大字吉川字屋敷付一五二番一地从り同市大字保字北谷四七九番一地从り	吉川市大字保字上河原五一番一地从り同市保一丁目九一番地先まで	吉川市大字平沼字町東側二二〇番一地从り同市大字保字上河原五一番一地从り	区 間
二二・〇〇〇 三九・一〇	一一・九八〇 三四・五〇	八・八〇〇 一六・九八	敷地の幅員 (メートル)
九八二・五〇	四六八・三四	五〇七・四五	延長 (メートル)
			備 考  令和四年四月一日付けで旧Aを吉川市へ引き継ぐ。